

ブルネイによる日本産食品の輸入規制の撤廃について
～東日本大震災関連～

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生により、ブルネイ向けに輸出される福島県産の全ての日本産食品について放射性物質検査証明書、福島県以外の都道府県産の全ての食品について産地証明書が求められていましたが、ブルネイ政府から、12月11日付け書簡にて当該規制を10月21日付けで撤廃した旨が日本政府に通知されましたので、お知らせいたします。

これにより、福島第一原子力発電所事故に伴い輸入規制を設けている国・地域の数 は事故後の54から21に減少しました。

上記規制の撤廃を含む諸外国・地域の規制内容は、以下のとおり農林水産省のホームページに掲載しています。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/pdf/kisei_all_191211.pdf

「諸外国・地域の規制措置（令和元年12月11日現在）」

（参考1）撤廃前のブルネイによる日本産食品の輸入規制の概要

地 域	品 目	規 制 内 容
福島県	全ての食品	放射性物質検査証明書を要求
福島県以外	全ての食品	産地証明書を要求

（参考2）2018年のブルネイ向け食品・農林水産物の輸出額

0.83億円（菓子（米菓を除く）、サバ等）、世界第91位

出典：財務省貿易統計

お問合せ先
食料産業局 輸出促進課
担当者：森井、白勢
代表：03-3502-8111(内線4309)
ダイヤルイン：03-6744-2061
FAX：03-6738-6475